

◎新潟県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 羽黒燕線

2 供用開始の区間

燕市新生町241番から同市新生町1129番10まで

3 供用開始の期日 令和8年2月13日